

第 30 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会会議録

令和元年 7 月 24 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第 30 回 高知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議員辞職の報告	4
議事日程の報告	5
新議員の仮議席の指定	5
議長の選挙	5
議長就任あいさつ	6
新議員の議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
提出議案の上程及び提案理由説明	8
第 8 号議案の審議の宣告及び採決	10
監査委員のあいさつ	11
第 9 号議案の審議の宣告	11
事務局長の議案概要説明	11
第 9 号議案の質疑、討論、採決	12
高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙	13
広域連合長の閉会挨拶	15
閉会の宣告	16

資 料

議案の送付について	17
議決一覧	18

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、令和元年7月高知県後期高齢者医療広域連合議会第30回臨時会を次のとおり招集する。

令和元年7月10日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 令和元年7月24日（水）
午後2時00分
- 2 場 所 高知市本町4-1-35
高知県自治会館
2階 研修室

議 員 席 次

1 番	板原 啓文 君	2 番	戸梶 眞幸 君	3 番	松延 宏幸 君
4 番	宮崎 努 君	5 番	山中 昭 君	6 番	田鍋 剛 君
7 番	谷 正美 君	8 番	岩垣 實男 君	9 番	高橋 幸十郎 君
10 番	寺村 晃幸 君				

議事日程

令和元年7月24日 午後2時00分開議

- 第1 新議員の仮議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 新議員の議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 副議長選挙
- 第7 提出議案の提案理由説明
- 第8 第8号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第9 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第10 高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員選挙について

出席議員

1番 板原 啓文 君 4番 宮崎 努 君 6番 田鍋 剛 君
7番 谷 正美 君 9番 高橋 幸十郎 君 10番 寺村 晃幸 君

欠席議員

2番 戸梶 眞幸 君 3番 松延 宏幸 君 5番 山中 昭 君
8番 岩垣 實男 君

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君
副広域連合長 清藤 真司 君
代表監査委員 吉本 雅史 君
会計管理者 池内 千枝 君
事務局長 山下 正雄 君

議会事務局職員出席者

事務局次長 岡 英祐 君
書記 荒井 祐輔 君 小山 恵里 君 堀 情二 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長 大原 章 君
事業課課長補佐 谷田 達哉 君 山本 美佐 君 中西 宏文 君

◎臨時議長の紹介

○議会事務局次長（岡英祐君） 議会事務局の岡でございます。開会の前にご報告いたします。

前議長の高木妙議員及び前副議長の村田秀作議員が任期満了となられ、当広域連合議会議員を退任されております。

したがって、新議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定に基づきまして、本日の会議の臨時議長を、ご出席いただいております議員の中で、年長の議員でいらっしゃいます高橋幸十郎議員にお願いすることといたします。

それでは高橋議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（高橋幸十郎君） それでは、臨時議長を務めることとなりました高橋幸十郎でございます。着座をさせていただきます。

地方自治法第 107 条の規定により、新議長が選出されるまでの間、臨時の議長として議事の進行を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○臨時議長（高橋幸十郎君） それでは、ただいまより、令和元年 7 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 30 回臨時会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後 2 時 01 分 開会

◎欠席議員の報告

○臨時議長（高橋幸十郎君） まず、欠席議員の報告を行います。

本日、戸梶眞幸議員、松延宏幸議員、山中昭議員及び岩垣實男議員から、欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

◎議員辞職の報告

○臨時議長（高橋幸十郎君） つづきまして、議員の辞職の報告であります。

本年 2 月 27 日に和田知士議員より辞職届が提出されましたので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 126 条の規定により、3 月 7 日をもって辞職許可がなされたことを、ご報告いたします。

また、佐藤徳治議員が 3 月 5 日に、村田秀作議員が 4 月 30 日に、高木妙議員が 5 月 1 日に、川村雅士議員が 5 月 9 日にそれぞれ任期満了となられ、当広域連合議会議員を退任されております。

なお、松延宏幸議員が 4 月 25 日に、岩垣實男議員が 4 月 30 日に、任期満了となられましたが、松延宏幸議員は 6 月 6 日に、岩垣實男議員が 6 月 27 日に当広域連合

議会議員に再選されておりますことを、併せてご報告いたします。

◎議事日程の報告

○臨時議長（高橋幸十郎君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（高橋幸十郎君） ご異議ないものと認めます。

よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎新議員の仮議席の指定

○臨時議長（高橋幸十郎君） 日程第1、新議員の仮議席の指定を行います。

このたびの高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙により、町村長区分では、日高村長の戸梶眞幸議員、東洋町長の松延宏幸議員、市議会議員区分では、高知市議会の田鍋剛議員、また、町村議会区分では、大月町議会の谷正美議員、北川村議会の岩垣實男議員、越知町議会の寺村晃幸議員、わたくし、いの町議会の高橋幸十郎が、それぞれ新議員となっております。

仮議席は、議会会議規則第3条に基づき、ただいま、ご着席の議席と指定します。

◎議長の選挙

○臨時議長（高橋幸十郎君） 日程の第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（高橋幸十郎君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○臨時議長（高橋幸十郎君） ここで、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において、指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（高橋幸十郎君） ご異議ないものと認めます。

よって、臨時議長において、指名することに決定いたしました。

高知県後期高齢者医療広域連合議会議長に、田鍋剛議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました田鍋剛議員を当広域連合議会議長選挙の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（高橋幸十郎君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田鍋剛議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました田鍋剛議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

◎議長就任あいさつ

○臨時議長（高橋幸十郎君） それでは、議長に当選されました田鍋剛議員のご挨拶があります。

○田鍋剛君 高知市議会の田鍋でございます。

ただいま、議員の皆様方のご同意を頂戴し、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議長に就任させていただくことになりまして、皆様方に厚くお礼を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢化の進展や医療の高度化等により、依然として医療費が増加している状況でありますので、健康寿命の延伸を目的とする保健事業、あるいは医療費適正化の取組が重要となっております。今後の制度改正の動向にも注視していく必要があります。

このような時期に、広域連合議会の議長を拝命いたしまして、その職責の重さを痛感するとともに、この医療保険制度を安定かつ、円滑に運営していけますよう、議員皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りまして、当広域連合の執行部と協力し、この大役を務めてまいる所存でございます。どうかよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、議長就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（高橋幸十郎君） それでは、以上をもちまして、臨時議長の職務を終了し、議長と交代いたします。

皆様のご協力に感謝いたします。

田鍋議長、議長席にお着き願います。

午後 2 時 8 分

◎休憩の宣言

○臨時議長（高橋幸十郎君） 暫時、休憩とします。

午後 2 時 9 分

◎再開の宣言

○議長（田鍋剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎新議員の議席の指定

○議長（田鍋剛君） 日程第 3、新議員の議席の指定を行います。

議席は、議会会議規則第 3 条の規定により、議長が定めることとなっております。
新議員の議席は、ただいま、ご着席の議席に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田鍋剛君） 日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員
につきましては、議会会議規則第 89 条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、4 番宮崎努議員、7 番谷正美議員のお二人の方にお問い合わせ
いたしますので、よろしくお問い合わせいたします。

◎会期の決定

○議長（田鍋剛君） 日程第 5、会期の決定につきまして、議会会議規則第 4 条の規
定により、お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日、7 月 24 日の 1 日間といたしたいと思えます。ご異議ご
ざいませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認め、本日 1 日間と決定をいたしました。

◎副議長の選挙

○議長（田鍋剛君） 日程第 6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきまして、お諮りいたします。

地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○議長（田鍋剛君） ここで、お諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。
よって、議長が指名することに決定いたしました。
副議長には、岩垣實男議員を指名いたします。
ただいま、指名いたしました岩垣實男議員を当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。
よって、岩垣實男議員が副議長に当選されました。
ただいま、副議長に当選されました岩垣實男議員は本日欠席されておりますので、別途文書にて告知をいたします。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（田鍋剛君） 日程第 7、提出議案の提案理由説明に入ります。
第 8 号議案から第 9 号議案までを一括議題といたします。
広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（田鍋剛君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第 30 回高知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

ございます。

議案の説明に先立ち、後期高齢者医療制度を含めた医療保険制度改革について、国の動向等を含めまして申し上げます。

本年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針2019」では、団塊の世代が75歳以上に入り始める2022年までに社会保障制度の基盤強化を進めることとしており、自助・共助・公助の役割分担の在り方、負担能力や世代間・世代内のバランスを考慮した給付と負担の在り方等の観点を踏まえながら、議論を進めることとされています。

今後、国において更に活発な議論が進められていくこととなりますが、本年6月に開催されました全国後期高齢者医療広域連合協議会の広域連合長会議において、私が副会長に就任したことから、直接、国等に対して発言する機会も増えますので、これまで以上に積極的に意見を述べてまいります。

また、後期高齢者医療制度において、平成20年度から国の予算措置で実施されてきた保険料の軽減特例措置につきましては、世代間の負担の公平を図る観点等から、平成29年度より段階的に廃止され、法令の本則に定められている制度に戻されている最中です。

今年度は、10月からの消費税率引き上げによる財源を活用した「介護保険料の軽減強化」と「年金生活者支援給付金の支給」に合わせて、これまで保険料が9割軽減だった方が8割軽減に見直されるなど、段階的に軽減特例が廃止され、令和3年度には、本則の7割軽減に戻されることとなっています。

軽減特例が廃止されますと、本県では被保険者の半数を超える多くの方々の保険料負担が増すこととなりますので、被保険者の皆様のご理解が得られるように、関係市町村と十分に連携し、丁寧な周知・広報に取り組んでいるところです。

それでは以下、議案について説明を申し上げます。

今回提案しました議案は、人事議案1件、その他の議案1件であります。

第8号議案の監査委員の選任同意につきましては、当広域連合規約第16条の規定に基づき、今月25日をもって任期満了を迎えられます吉本雅史氏の再任と、これまで監査委員をお務めいただきました川村雅士議員が5月9日をもって任期満了となりましたので、新たに寺村晃幸議員を選任することについて、ご同意を求めるものであります。

吉本雅史氏は、元高知市監査委員事務局長であり、財産管理をはじめとする行政運営に関して優れた識見を有しておられ、平成19年2月の当広域連合設立以来、代表監査委員としてご活躍いただいているところであり、引き続き代表監査委員として適任であると確信しております。

寺村晃幸議員は、越知町議会議員として現在9期目を務められており、現在は越知町議会議長としてご活躍されており、卓越した識見を有しておられ、監査委員として適任であると確信しております。

次に、第9号議案の高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案につきましては、後期高齢者医療の被保険者が第三者に対して有する損害賠償請

求権に基づいて、当広域連合が第三者に対して損害賠償を求める訴えを提起しようとするものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

午後 2 時 17 分

◎休憩の宣告

○議長（田鍋剛君） 暫時、休憩といたします。

午後 2 時 18 分

◎再開の宣告

○議長（田鍋剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎第 8 号議案の審議の宣告及び採決

○議長（田鍋剛君） これより、日程第 8、第 8 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について」を議題とします。

本議題は、代表監査委員であります吉本雅史氏が 7 月 25 日に任期が満了すること並びに、議会選出の監査委員でありました川村雅士議員が 5 月 9 日に任期満了により議員を退任されたことに伴いまして、新たな監査委員 2 名の選任を行うものです。

書記の朗読は、省略します。

代表監査委員につきましては、吉本雅史氏、議会選出の監査委員につきましては、寺村晃幸議員を選任することに、同意を求めるものであります。

○議長（田鍋剛君） それでは、お諮りいたします。

第 8 号議案につきましては、提案理由の説明は省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、第 8 号議案につきましては、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第 8 号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

午後 2 時 19 分

◎休憩の宣告

○議長（田鍋剛君） 暫時、休憩といたします。

午後 2 時 20 分

◎再開の宣告

○議長（田鍋剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎監査委員のあいさつ

○議長（田鍋剛君） 先程、代表監査委員につきましては、吉本雅史氏、議会選出の監査委員につきましては、寺村晃幸議員の 2 名が選任されました。

それでは、監査委員を代表しまして、吉本雅史代表監査委員のご挨拶があります。

○代表監査委員（吉本雅史君） ただいま、監査委員に選任をいただきました吉本でございます。

大変微力ではございますが、監査の重要性を改めて認識するとともに、誠実かつ公正に職責を果たして参りたいと思っております。

今後とも、これまでに変わらぬご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますが、私からの挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎第 9 号議案の審議の宣告

○議長（田鍋剛君） 日程第 9、第 9 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案」を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（田鍋剛君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。事務局は着席したままで、説明をお願いいたします。

（山下事務局長挙手）

○議長（田鍋剛君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第9号議案、「高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案」についてご説明いたします。

「議案及び説明書」の2ページ及び、「第30回臨時会説明資料」の1ページをお開きください。

まず、「議案及び説明書」の2ページをお願いします。

今回の訴えの趣旨ですが、広域連合が被保険者から取得しました損害賠償請求権に基づき、被告が起こした交通事故により生じた後期高齢者医療給付について、52万3,023円及び、これに対する遅延損害金を支払うよう求めるとともに、訴訟費用は被告の負担とする旨の訴えを提起するものです。

交通事故の概要につきましては、「第30回臨時会説明資料」の1ページをお願いします。

1ページの下の方に「2交通事故の概要」を記載していますが、平成29年9月に、高知市槇山町の路上で発生した事故で、被保険者が原動機付自転車で走行中に車線変更したところ、被告が運転する普通乗用自動車は後方から衝突して、被保険者が負傷したものです。

3ページをお願いします。

「5損害賠償請求の争点」として記載しています。

①の被告が加入している任意保険の主張としては、被保険者への被害者請求分と、国保連合会への医療給付分を合計して、自賠責保険における支払上限額の120万円を既に支払っており、賠償責任は果たしたというものです。

②の広域連合の主張としては、医療給付分の過失相殺後の額は、87万9,858円となっており、自賠責保険からの支払のうち、医療給付に対して支払った損害賠償額は、35万6,835円のみであるため、被告は広域連合に対して、差額の52万3,023円を支払う義務があるというものです。

なお、今回の訴えについては、国保連合会の顧問弁護士に、ご助言をいただきながら進めており、必要な予算は、今年度の当初予算に計上しています。

「広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案」についての説明は、以上です。

◎第9号議案の質疑、討論、採決

○議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第9号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第9号議案「高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案」を採決いたします。

第9号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第9号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（田鍋剛君） 日程第10、「高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙」を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

選挙の方法につきまして、お諮りいたします。

地方自治法第118条第2項の規定に基づく、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと、認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○議長（田鍋剛君） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

今から、お手元に候補者の名簿を配布いたします。

[名簿配布]

○議長（田鍋剛君） ただいま、お手元に名簿を配布いたしましたとおり、木藤善治氏、長山育男氏、稲田知江子氏、和田高明氏を指名いたします。

○議長（田鍋剛君） お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、以上の方々が、高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に当選されました。

○議長（田鍋剛君） 次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

選挙の方法につきまして、お諮りいたします。

地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○議長（田鍋剛君） ここで、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと、認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

今から、お手元に候補者の名簿を配布いたします。

[名簿配布]

○議長（田鍋剛君） ただいま、お手元に名簿を配布いたしましたとおり、補充の順位第 1 位、澤田尚人氏、補充の順位第 2 位、山本洋子氏、補充の順位第 3 位、山中信雄氏、補充の順位第 4 位、下元敏晴氏を指名いたします。

○議長（田鍋剛君） お諮りいたします。

これらの方々を、ただいま申し上げました補充の順位をもって、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、以上の方々が、申し上げました補充の順位をもって、高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の補充員に当選されました。

○議長（田鍋剛君） 以上をもちまして、本臨時会の議事はすべて終了いたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（田鍋剛君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところを、お集まりいただき、ご審議を賜りまして、ご決定いただきありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進展により、被保険者数及び医療費ともに年々増加傾向にあります。

このため、ますます医療費適正化が重要となり、健康寿命の延伸に向けて「高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施」などを関係市町村との連携を密にしながら、取り組んでまいります。

高齢者の皆様ができる限り健康で過ごされ、引き続き適切な医療が受けられるとともに、安心して生活ができるよう、適切な制度の運営を行ってまいりますので、今後とも議員の皆様方のご支援をお願い申し上げます。

また、この場をお借りしまして、当広域連合の議員として、ご指導をいただきました、和田和士様、佐藤徳治様、村田秀作様、高木妙様、川村雅士様には心から感謝を申し上げます。

皆様におかれましては、健康にご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（田鍋剛君） これをもちまして、令和元年7月高知県後期高齢者医療広域連合議会第30回臨時会を閉会いたします。

議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午後2時34分 閉会

資 料

元高後広第 221 号
令和元年 7 月 1 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
事務局長 山下 正雄 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

令和元年 7 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 30 回臨時会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 8 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第 9 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案

令和元年7月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第30回臨時会 議決の結果

議案番号等	件名	議決内容
第8号議案	高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	同意
第9号議案	高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案	原案可決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定
により署名する。

議 長

議 員

議 員